平成２５年（フ）第１１７８号
千葉県船橋市前貝塚町588番地１　アンビシャスヒル船橋312号
破産者　佐藤　利行
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４０号
千葉県松戸市栄町７丁目486番地　アメリカンハイツＢ―202号
破産者　加藤　淳一
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６２号
千葉県柏市光ケ丘２丁目23番６号
破産者　株式会社シャンディール
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５１６４号
大阪市平野区平野本町５丁目３番19号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区西本町２―１―１
破産者　株式会社アンツジャパン
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７号
大阪市北区豊崎２丁目10番22号長尾ビル１階
破産者　協栄製本株式会社
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６８号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目20番32号
破産者　有限会社スミケンリース
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１０９号
大阪府豊中市島江町２丁目23番１号
破産者　エー・エス建設株式会社
１　決定年月日　平成26年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９０号
茨城県結城市大字鹿窪1684番地５号
破産者　アート住機産業有限会社
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２１６号
茨城県常総市本石下1940番地
破産者　株式会社エヌテック
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２６２号
東京都北区赤羽２丁目13番２号
破産者　有限会社ガレリア
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
さいたま市大宮区北袋町２丁目424番地
破産者　有限会社昭栄商事
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
埼玉県熊谷市玉井1468番地11アルカディアⅡ2201
破産者　有限会社ギャラクシー
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３２０号
静岡市駿河区西島1007番地の３
破産者　株式会社トーボー
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６０２号
名古屋市緑区大高町字寅新田121番地
破産者　有限会社匠斗
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８８１号
名古屋市港区本宮町２丁目38番地の６
破産者　有限会社吉功建装
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４７号
大阪市淀川区西中島６丁目１番３号アストロ新大阪第２ビル２階
破産者　株式会社Ｓｅｃｏｎｄ　Ｂｉｒｔｈｄａｙ
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４８号
大阪市淀川区西中島６丁目１番３号アストロ新大阪第２ビル２階
破産者　株式会社アリエスタ・ジャイロ・ジャパン
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５１号
大阪市淀川区西中島６丁目１番３号アストロ新大阪第２ビル２Ｆ
破産者　株式会社アリエスタホールディングス
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３号
大分市公園通り西１丁目6675番地４
破産者　株式会社アニエスガーデン
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０４号
大阪府泉南市信達市場1014番地の１
破産者　有限会社才谷屋ファクトリー
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５０３号
兵庫県養父市八鹿町八鹿1219番地の５
破産者　株式会社ヨーカタウン
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４１号
兵庫県養父市八鹿町八鹿1219番地
破産者　株式会社ハヤシ
１　決定年月日　平成26年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部